

一般社団法人 北海道医療ソーシャルワーカー協会 施行規則

第 1 章 総 則

(総則)

第 1 条 この規則は、一般社団法人北海道医療ソーシャルワーカー協会（以下「本会」という。）定款（以下「定款」という。）第 60 条の定めにより、定款の施行に必要な事項を本会施行規則（以下「施行規則」という。）として定めます。

(事務所)

第 2 条 定款第 2 条に定める本会の事務所は、北海道札幌市中央区北 2 条西 7 丁目北海道立道民活動センター内に置きます。

(英文表記)

第 3 条 本会の英文表記は、次のとおりとします。

Hokkaido Association of Social Workers in Health Services (略称：HASWHS)

第 2 章 会 員 等

(会員構成)

第 4 条 この法人の会員構成は、正会員、賛助会員および名誉会員（以下会員等と称す。）をもって構成します。

2 正会員は、下記の全てを満たす者としてします。

1) 本会の目的及び趣旨に賛同する者

2) 北海道内の医療機関等において現に医療ソーシャルワーク業務に従事する者、及び従事していた者、または社会福祉の教育・研究に携わる者

3) 社会福祉士の受験資格を取得した者、または取得の意思が明確な者

3 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、医療ソーシャルワークの推進に協力する個人または団体とします。

4 名誉会員は、本会の事業に大きな功績があり、一定の入会期間を有する会員または本会の会員等ではないが本会の事業に多大な貢献をした者としてします。

5 第 2 項に定める会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号、以下「一般法人法」という。）の社員とし、社員以外の者は役員になりもしくは総会の構成員になることはできないものとします。

6 会員等に関する必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定めます。

（正会員の入会）

第 5 条 第 4 条第 2 項の定めにもとづき正会員になろうとする者は、正会員入会申請書を、会長に提出し、承認を得ることが必要です。ただし、入会決定は会費が納入された日をもって入会決定とします。

2 前項の定めにより、正会員入会申請書を提出した者が、会長の承認決定前に入会申請を取り消すときは、入会申請辞退願を所属支部に提出し、会長の確認を得ることが必要です。ただし、入会申請辞退願を提出した者が既に入会を承認されている場合には、会長は入会を不承認とすることができます。

3 会長は、第 1 項の定めにより正会員の入会を承認した者に対し、正会員入会承認通知書を、また第 2 項の規定により入会の不承認を決定した者に対しては、正会員入会不承認通知書を速やかに通知します。

（賛助会員の入会）

第 6 条 第 4 条第 3 項の定めにもとづき賛助会員になろうとする者は、賛助会員入会申請書を会長に提出して承認を得ることが必要です。ただし、入会決定は会費が納入された日をもって入会決定とします。

2 会長は、賛助会員の入会を承認した者に対して、賛助会員入会承認通知書を決定後速やかに通知します。

（名誉会員）

第 7 条 第 4 条第 4 項の定めにもとづく名誉会員の対象者のうち、本会の事業に大きな功績があり、一定の正会員として継続 20 年以上の入会期間を有し、本人の同意があった者を、会長が推薦し理事会で承認した者とします。

2 第 4 条第 4 項の定めにもとづく名誉会員の対象者のうち、本会の会員ではないが本会の事業に多大な貢献をした者とは、長年に渡り本会の事業に大きく貢献し功績を残した者で本人の同意を得て 会長が推薦し、理事会で 3 分の 2 以上の議決を得た者とします。

3 この法人に特別職として、名誉会長および顧問を置くことができる。

4 特別職は、この法人の運営事項について会長の諮問に応じるものとし、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

5 特別職に関する必要な事項については、理事会の決議を経て会長が別に定める。

（会員等の条件）

第 8 条 会員等の条件については、定款またはこの施行規則に定めるもののほか、定款第 5 条第 2 項の「医療機関等」の基準は、病院・診療所・老人保健施設等の医療法に規定する施設や保健所・精神保健センターのことをいい、その判断基準はその施設において診療行為がなされているか、または他の医療従事者と協働関係（チーム医療等）があることとします。また、「医療ソーシャルワーク業務」の基準は、厚生労働省健康局長通知 平成 14 年 11 月 29 日健康発第 1129001 号「医療ソーシャルワーカー業務指針」における「二 業務の範囲（1）～（6）」に準じた業務を行っていることを指します。

（異動報告）

第 9 条 会員等は、正会員入会申請書または賛助会員入会申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに異動報告書を、提出することが必要です。

2 前項で定めた異動報告が行われず所在確認が困難な場合、会長は当該会員への会報等の通知を会費の納入に関わらず停止することができます。

(会費)

第 10 条 定款第 8 条の定めにもとづき、総会において別に定められた額の入会金および会費ならびに臨時会費は次のとおりとします。

- 1) 正会員の会費は、年額 10,000 円とします。
 - 2) 賛助会員の会費は、年額 15,000 円、学生である個人の場合は年額 1,000 円とします。
 - 3) 正会員は、入会を承認されたときに入会金 5,000 円を納めます。ただし、正会員の再入会および学生である個人の賛助会員から正会員へ入会変更を承認されたときは、入会金の納入を免除することができます。
 - 4) 臨時会費は、総会で議決された額とします。
- 2 既に納入した会費は返還しません。

(会費の納入期日)

第 11 条 会員等は、当該年度会費を毎年 5 月 31 日までに指定された方法により納入します。

2 当該年度の会費を期日までに納入しなかった会員等に対しては、毎年 5 月末までに会費納入の催促を行い、当該 6 月末日までに納入しなかったときは、以後の会報等の通知を停止する措置を決定することができます。なお、会報等の通知を停止する措置を決定したときは、当該会員等に対してその旨を通知します。

3 入会を承認された者は、入会承認通知書を受領後 15 日以内に入会金および当該年度会費を納入します。なお、納入期日内に会費納入がなされない場合、および第 5 条第 1 項に定める会費口座振替納入届または第 2 項に定める口座振替外納入許可申請書の提出がない場合は、会長は入会を不承認とすることができます。

4 会長は、前項の定めにより入会の不承認を決定した場合は、その者に対して入会不承認通知書を決定後速やかに通知します。

5 入会を承認された者で第 4 項に定める納入期日内に会費納入が困難な者が、入会金・年度会費納入期日延長許可申請書を提出した場合、会長は入会承認の日から 3 ヶ月を限度として納入期日を指定して納入期日延長を許可することができます。なお、納入期日延長を許可したときは、当該会員等に対し入会金・年度会費納入期日延長許可通知書により通知します。

(退会)

第 12 条 定款第 9 条第 1 項の定めにもとづき本会を退会しようとする者は、退会届を会長に提出することが必要です。

2 定款第 12 条第 4 号および第 5 号の定めにもとづき会員等が退会対象者となったときは、会費納入催告書により当該会員等に通知し、通知をした日より 30 日以内の催告納入期間内に未納会費が納入されない場合、会長は退会を決定することができます。ただし、退会対象者の連絡先が不明であり所在確認ができない場合、会長は会費納入催告書の通知を省略し退会を決定することができます。

3 第 11 条第 2 項の定めによる許可承認を得ないで、口座振替による納入を拒む会員に対しては、会長は事情確認のうえ退会を決定することができます。

4 会長は退会を承認または決定した者に対して、退会承認通知書または退会決定通知書を決定後速やかに通知します。

(退会者の会費)

第 13 条 定款第 10 条第 1 項の定めにもとづき退会しようとする会員等は、退会の届け出をする年度までの未納会費がある場合、退会の届け出と同時に未納会費を納入しなければなりません。

(注意処分)

第 14 条 会長は、定款第 11 条第 1 項の定めにもとづき、会員等に注意処分の決定をしようとする場合は、理事会の議決を必要とします。

2 会長は、理事会の議決を得て注意処分を決定した者に対し、注意処分通知書を決定後速やかに通知します。

(退会勧告処分)

第 15 条 会長は、定款第 11 条第 1 項の定めにもとづき、会員等に退会勧告処分の決定をしようとする場合は、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を必要とします。

2 会長は、退会勧告処分の対象となる会員等に対して、退会勧告処分を決定しようとする理事会の日から 10 日前までにその旨を通知し、理事会において決議の前に弁明の機会を与えることが必要です。

3 会長は、退会勧告処分を決定した者に対して、退会勧告処分通知書を決定後速やかに通知します。

4 会長は、前項に定める退会勧告処分通知書を通知し、通知した日から 30 日以内に当該会員等より退会届の提出がない場合は、除名処分の対象として理事会に提案することができます。

(除名処分)

第 16 条 会長は、定款第 11 条第 2 項の定めにもとづき、会員等の除名処分を総会に提案するためには、理事会において当該会員等より意見を聴取のうえ、理事総数の 3 分 2 以上の議決を必要とします。なお、理事会の議決をする上で事実関係の調査が必要な場合は、理事のほか会員および会員等以外の有識者を含めた調査委員会を設置し報告を求めることができます。

2 会長は、除名処分の対象となる会員等に対して、当該総会の日から 15 日前までにその旨を通知し、総会において議決の前に弁明の機会を与えるが必要で。

3 会長は、総会において会員等の除名処分を議決した場合は、除名処分が決定した者に対して、議決後速やかに除名処分通知書を通知します。

(倫理綱領違反に対する懲戒の基本方針)

第 17 条 本会の会員が、定款第 6 条第 2 項に定める倫理綱領（以下「倫理綱領」という）に違反する行為をしたとの申し出を受けた場合は、次の各号に掲げる基本方針に従ってその申し出に対応します。

1) 申し出があった場合にのみ対応し、摘発を目的として対応するものではないこと

2) 申し出があった場合、事実関係を十分調査した上で倫理綱領に抵触する行為の有無を判断するものとし、事実関係が明らかでないときは、合理的な疑いがない限り会員に不利益な判断をしないこと

3) 会員がいわれなき誹謗中傷により不当に非難されることがないように留意し、会員の権利擁護に配慮すること

(申出人)

第 18 条 倫理綱領に違反する行為をしたとの申し出ができる者は、次に掲げるものとする。

- 1) 倫理綱領に定めるクライアントおよびその親族
- 2) 申し出を受ける会員の所属先である国、地方公共団体、法人その他の団体または施設の管理者
- 3) 前 2 項の者のほか本会の会員等

(倫理審査会)

第 19 条 定款第 11 条の定めにもとづき、倫理綱領違反に対する懲戒申し立ての事実関係の審査および倫理綱領の徹底を図るため、本会に倫理審査会を設置します。

2 会長は、理事のうちから審査員 3 名および予備審査員 1 名を理事会に提案し、承認を得ることが必要です。

3 倫理審査会は審査員 3 名をもって組織し、審査員の互選により審査会の責任者として審査長を定めます。

4 審査員の任期は、理事の任期と同一とします。

5 審査長は、第 22 条に定める調査のため審査員を招集し、第 23 条による審議に関し審査員に対して必要な指示を行うことができます。

6 審査会は、倫理綱領に違反する行為の発生を防止し、倫理綱領の徹底を図るために必要な業務を行うことができます。

7 審査員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決により解任することができます。

- 1) 心身の故障その他の理由により審査員としての職務を行うことができないと認められるとき
- 2) 審査員として行うべき職務を怠り、または、審査及び調査の公正を疑われるような言動があったとき

(審査員の特別利害関係等)

第 20 条 倫理審査会の審査員が申出人または被申出人であるとき、あるいは申出人または被申出人と密接な関係があるときは、当該審査員は本件の倫理審査会審査に関与することができません。

2 前項の場合、予備審査員が審査員として審査等の職務を遂行します。

3 審査等に関与した倫理審査会の審査員は、第 25 条および第 27 条に定める理事会の議決に加わることはできません。ただし、理事会に出席し意見を述べることはできます。

(受付手続)

第 21 条 定款第 11 条に定める倫理綱領違反の申出受付窓口は、本会の事務局とします。

2 前項による申し出は、倫理綱領違反行為申立書により行うことが必要です。

3 前項に定める倫理綱領違反行為申立書の受付は、次に各号に掲げる要件が記載されていることが必要です。

- 1) 申し出の相手方となる会員等（以下「被申出人」という）の氏名、住所、所属先など被申出人を特定できる記載があること
- 2) 申出人の氏名、住所など申出人を特定できる記載および連絡先の記載があること
- 3) 倫理綱領に抵触する具体的な事実が明記されていること
- 4 事務局は、提出された倫理綱領違反行為申立書に前項の要件の記載を欠く場合、または記載内容が不明確な場合は、申出人に対し補正を求めることができます。
- 5 事務局は、前項の補正に代えて申出人から事情聴取した結果を記載した報告書を添付することにより、申し出を受け付けることができます。
- 6 事務局は、申し出を受け付けたときには、速やかに倫理審査会の審査員全員に対し、申し出にかかる書面その他の関係資料の写しを送付します。

（倫理審査会による調査）

第 22 条 倫理審査会は、原則として前条第 6 項に定める受付日から 3 ヶ月以内に申し出にかかる書面等を調査し、被申出人が倫理綱領に違反する行為をした疑いがあると判断するときは審査相当として審査開始を決定し、本会の事務局を経由して申出人および被申出人に審査相当決定通知書により通知します。

2 倫理審査会は、前項の申し出にかかる調査の結果、申出内容が倫理綱領に違反しないと判断できる場合、または被申出人が倫理綱領に違反する行為をしたとの合理的な疑いがないと判断できる場合は、審査不相当として審査を開始しない旨を決定し、事務局を経由して申出人に審査不相当決定通知書により通知します。

3 倫理審査会は、第 1 項または前項に定める調査にもとづいた審議の決定にあたり、申出人から事情聴取する必要があると判断するとき、または関係資料の検討が必要と判断するときは、事務局に申出人の事情聴取または申出人に対する関係資料の提出要求を指示することができます。

4 事務局は、前項により事情聴取を指示されたときは、速やかに申出人から事情聴取した上、その結果を記載した報告書を作成し、倫理審査会審査長に報告します。

5 倫理審査会は、前項の報告書または申出人から提出された関係資料を精査しても、第 1 項に定める期間内に第 1 項または第 2 項に定める判断に至らないときは、審議延長相当として再調査の開始を決定し、事務局を経由して申出人および被申出人に審議延長相当決定通知書を通知します。なお、審議延長による調査期間は、前条第 6 項に定める受付日から 6 ヶ月以内を限度とします。

（倫理審査会による審議）

第 23 条 倫理審査会は、前条第 1 項または第 5 項により審査相当決定を決定したときは、申出人および被申出人その他の関係者から事情聴取するほか、事実関係を確定させるために必要な調査を行うものとし、

2 倫理審査会は、調査対象者が本会の事務所から遠隔地に居住しており審査員が調査を行うことが困難な場合は、当該居住地に最も近接する場所に居住または勤務する本会の理事に調査を委託し、または調査の協力を求めることができます。

3 倫理審査会は、前2項の調査が完了したときは、倫理綱領に違反する行為をしたとの申し出に対し倫理綱領違反行為の有無を判断し、倫理綱領違反行為があった場合は、懲戒処分の要否とその理由および懲戒処分に付する場合の処分案について審議し、その審議結果を記載した審査報告書を作成した上、その審査報告書および調査にかかる一切の資料を会長に提出します。なお、倫理綱領違反行為がなかったと判断した場合にも、その審議結果を記載した審査報告書を作成した上、その審査報告書および調査にかかる一切の資料を会長に提出します。

4 前項の審査報告書作成にあたり、反対意見または補足意見を述べた審査員は、報告書にその反対意見または補足意見を記載することができます。

5 事務局は、倫理審査会審査長から審査業務に関する協力を求められたときは、連絡・調整および事務処理に関して協力しなければなりません。

(理事会の招集)

第24条 会長は、第23条第3項に定める審査報告書等の提出を受けた日から30日以内に理事会が開催される予定があるときは、理事会において被申出人の懲戒処分に関する件を付議するとともに、被申出人に対し、理事会の開催日時および場所を通知して理事会への出席を求めるものとします。

2 会長は、前項の期間内に理事会が開催される予定がないときは、臨時に理事会を招集します。

3 会長は、理事会を招集するにあたり、申出にかかる書面その他の関係資料および第23条第3項に定める審査報告書等の写しを理事全員に配布します。

(理事会の審議)

第25条 理事会は、倫理審査会による報告内容が不十分であると判断するときは、倫理審査会に追加報告または再調査を求めることができます。

2 理事会は、倫理審査会の処分案と異なる決定をしようとするときは、倫理審査会審査員の意見を聴取することが必要です。

3 理事会は、被申出人が理事会に出席したときは、被申出人に弁明の機会を与えるものとします。

(懲戒処分の種類)

第26条 倫理綱領に違反する行為をしたことを理由とする懲戒の種類は、定款第11条第2項に定める処分を準用した懲戒とします。

2 被申出人が倫理綱領に違反する行為をしたことを認め、改悛の情が顕著であり、当該行為による影響が軽微などの状況により情状酌量を相当とする場合には注意処分とすることができます。

3 被申出人が倫理綱領に違反する行為をしたことを認めない場合、または違反する行為をしたことを認めたにもかかわらず反省の態度が十分でない場合、もしくは当該行為による影響が大きい場合には退会勧告処分とすることができます。

4 被申出人が、倫理綱領に違反する行為をしたことが証明されたにもかかわらずこれを否定する場合、または違反する行為をしたことを認めたにもかかわらず反省の態度がない場合、もしくは当該行為による影響が甚大な場合には除名処分とすることができます。

（理事会の決定）

第 27 条 理事会は、出席理事の過半数をもって除名処分を相当と判断するときは、除名処分の件を議案とする総会の招集を議決します。

2 理事会は、倫理綱領に違反する行為についての懲戒に関する決定を行う場合は、出席理事の過半数をもって議決することが必要です。

3 理事会が懲戒を相当とするときは、第 26 条に定める懲戒の種類を選択し、かつ公表の範囲及び方法についても決定することが必要です。

4 理事会は、倫理綱領に違反する行為の是正または被害回復等の必要があるときは、懲戒処分の議決と同時に、被申出人に対し勧告などの附随処分を議決することができます。

5 会長は、理事会において前 3 項に定める決定をしたときは、その結果を倫理綱領違反行為懲戒処分決定通知書により申出人に通知し、被申出人には第 38 条により執行します。

6 会長は、理事会において倫理綱領違反行為がなかったと判断した審査報告書を承認した場合、もしくは倫理綱領違反行為があったと判断した審査報告書を不承認とした場合は、その結果を倫理綱領違反行為不認定決定通知書により、申出人および被申出人に通知します。

（役員の懲戒処分に関する解任）

第 28 条 理事会は、役員が倫理綱領に違反する行為により懲戒処分を受けたときは、定款第 29 条に定める役員の解任を議決するための総会の開催を議決することができます。

（被申出人の権利）

第 29 条 被申出人は、第 23 条第 1 項に定める事情聴取または第 25 条第 3 項に定める弁明にあたり、補佐人 1 名を同席させることができます。

2 被申出人は、前項の事情聴取または弁明に際し、同席した補佐人と協議することができます。ただし、被申出人に代わり補佐人が発言することはできません。

3 第 1 項の定めにもとづき、被申出人が補佐人 1 名を同席させるときは、第 1 項に定める事情聴取または弁明に先立ち、代理人同行者の氏名、住所、生年月日、職業等を記載した補佐人同席申出書を届け出るものとします。

（申出人による再審査請求）

第 30 条 申出人は、理事会が倫理綱領違反行為不認定と決定した場合でその決定に不服がある場合は、会長に対し倫理綱領違反行為再審査請求書により再審査を請求することができます。

2 前項の再審査請求できる期間は、理事会の決定の通知を受けた日から 10 日以内とします。

3 前項の期間内に再審査請求がなされなかったときは、同期間経過と同時に理事会の決定が確定します。

4 会長は、再審査請求を受けたときは、本会の理事以外の会員のうちから特別審査員 5 名を指名し倫理綱領違反行為特別審査会を設置します。

5 特別審査会は、特別審査員の互選により特別審査長を選出し、特別審査長の指示のもとに理事会の決議に至るまでに作成されたすべての資料を精査し、必要な場合は申出人および被申出人から事情聴取を実施した上で、再審査が相当または不相当についての意見書を作成して会長に提出します。

6 会長は、特別審査会から再審査不相当の意見書の提出を受けたときは、理事会の決定は確定するものとし、申出人に対し書面によりその旨を通知します。また、再審査相当の意見書の提出を受けたときは、第 24 条の定めを準用し理事会を招集します。

（被申出人による懲戒処分に対する不服申立）

第 31 条 被申出人は、理事会が懲戒を相当と議決した場合でその決定に不服がある場合は、会長に対し倫理綱領違反行為懲戒処分不服申立書により不服を申立てることができるものとし、この場合前条の定めを準用し、その際再審査を不服申立と読み替えます。

2 会長は、不服申立を受けたときは、理事会の議決が確定するまで懲戒処分の執行を停止します。

（懲戒処分の執行）

第 32 条 会長は、除名処分を除く懲戒処分の議決が確定したときは、速やかに被申出人に対し、本会事務局または理事会の開催場所への出頭を求め、出頭した被申出人に会長が口頭で処分を伝達し、倫理綱領違反行為懲戒処分決定通知書を交付して執行します。なお、被申出人が出頭を拒否したまたは出頭しない場合は、証明付郵便により倫理綱領違反行為懲戒処分決定通知書を送付して執行します。

2 注意処分は、処分を公表しません。ただし、執行のために会長が出頭を求めたにもかかわらず、被申出人がこれを拒んだときは、会長は処分を公表することができます。

3 退会勧告処分は、処分を公表します。なお、懲戒処分決定通知書により処分を執行した日から 15 日を経過しても退会届を提出しない場合は、除名処分の対象とします。

4 除名処分は、総会の議決にもとづき、倫理綱領違反行為懲戒処分決定通知書で処分を執行し処分を公表します。

（秘密保持等）

第 33 条 第 20 条から第 32 条までに定める倫理審査に係る行為に関与した事務局担当者、倫理審査会審査員および特別審査員ならびに理事、監事および関係者は、申出の対応または懲戒処分に関して交付された資料及び提供された情報を第三者に開示し、または漏洩してはなりません。なお、関与する事務局担当者、倫理審査会審査員および特別審査員ならびに理事および監事は、事前に倫理審査情報保持誓約書を会長に提出することとします。

2 申出の対応に関する一切の資料は事務局で保管し、終結した資料の倫理審査会審査員以外の閲覧は認めないものとします。

（資格喪失の通知）

第 34 条 会長は、会員等が定款第 12 条第 1 項第 1 号に定める資格喪失事由に該当するときは、成年後見人または保佐人に対し資格喪失通知書を送付して通知します。

2 会長は、会員等が定款第 12 条第 1 項第 3 号から第 5 号に定める資格喪失事由に該当するときは、当該会員に対し資格喪失通知書を送付して通知します。

3 前 2 項に定める資格喪失通知書を受領した成年後見人、保佐人または会員等が、資格喪失事由に該当しないと判断するときは、会長に対し同通知書を受領した日から 15 日以内に資格喪失通知不服申立書により不服を申立てることができます。

4 会長は、前項による不服申立てを受けたときは、理事会に付議した上で不服申立をした者に対し、理事会の議決を通知します。

5 理事会は、前項に定める付議について、不服申立書の内容が再度資格喪失事由に該当すると決定したときは、その決定により不服申立てをした会員の資格喪失が確定します。

第 3 章 総 会

（総会招集の告示）

第 35 条 総会の招集は、開催期日、時間、会場および議題を、開催期日の 15 日前までに会員等に通知します。

2 臨時総会の招集は、開催期日、時間、会場および議題を、開催期日の 10 日前までに会員等に通知します。

（総会の議案書）

第 36 条 総会の議案書は、開催期日の 10 日前までに会員等に通知します。

2 臨時総会の議案書は、開催期日の 5 日前までに会員等に通知します。ただし、止むを得ない事由があるときは、総会の会場で通知することができます。

（総会の役員）

第 37 条 総会の役員は、次のとおりとします。

- 1) 議長 1 名
- 2) 副議長 1 名
- 3) 議事運営委員 3 名
- 4) 書記 2 名
- 5) 議事録署名人 2 名

（議長等の選出）

第 38 条 会長は、副会長のうち 1 名を仮議長として指名します。

2 仮議長は、総会に出席している会員の中から自薦または他薦により議長候補者を募り、出席した会員の過半数を持って議長を選出します。

3 議長は、総会に出席している会員の中から議事運営委員、書記、議事録署名人をそれぞれ指名して任命します。なお、議事運営委員は、会長の指名する理事から 3 名を任命します。

4 理事は、議事運営委員を除き総会役員となることができません。

（議長、副議長の権限）

第 39 条 議長は、会議を整理し議事運営を指揮します。

2 副議長は議長を補佐し、議長の指示もしくは議長が議長の職務を遂行し得ない事由があるときは議長の職務を執行します。

3 総会の議長および副議長は、総会終了後総会運営と相違ないことを総会議事録に署名します。

（議事運営委員の職務）

第 40 条 議事運営委員は、議長の指揮にしたがい議事運営に関する事務および会場の整理等を行います。

2 議事運営委員は、必要に応じ資格審査委員を兼務します。

3 議事運営委員は、互選により議事運営委員長 1 名を選出します。

4 議事運営委員長は、議長の指揮にしたがい議事の進行を効率的に実施するため、議事運営委員を指示して議事運営を図ります。

（書記の職務）

第 41 条 書記は、議長の指揮にしたがい会議の報告、提案および発言の要旨ならびに議決および承認事項を記録し、会議の議事録を作成します。

（議事録署名人の職務）

第 42 条 議事録署名人は、総会終了後総会議事録を閲覧し、総会議事と相違ないことを総会議事録に署名します。

（議長または副議長の不信任動議）

第 43 条 総会に出席している会員の 5 分の 1 以上の者が、議長または副議長の不信任に関する動議を発議したときは、議事を中断し不信任に関する動議の採否を議決します。

2 議長の不信任に関する動議は副議長が、副議長の不信任に関する動議は議長が、議長および副議長同時の不信任に関する動議は仮議長が、それぞれ当該議案の議長を務めます。

3 議長の不信任に関する動議が採択されたときは、副議長が第 38 条第 2 項の定めにより議長の選出を行います。

4 副議長の不信任に関する動議が採択されたときは、議長が第 38 条第 3 項の定めにより副議長の選出を行います。

5 議長および副議長の不信任に関する動議がいずれも採択されたときは、仮議長が第 38 条第 2 項の定めにより議長の選出を行います。

（総会の議事）

第 44 条 総会の議事は次の次第で行います。ただし、必要に応じて変更することができます。

- 1) 開会
- 2) 会長挨拶
- 3) 資格審査の報告
- 4) 総会の成立宣言

- 5) 議長の選出
- 6) 総会役員の任命
- 7) 議事運営の確認
- 8) 議案の提案
- 9) 議案の審議・議決
- 10) 報告の提案
- 11) 報告の承認
- 12) 議決および承認事項の確認
- 13) 総会役員の解任
- 14) 閉会

(議事の進行)

第 45 条 総会の進行は、前条第 1 号および第 2 号ならびに第 14 号は事務局長が、前条第 3 号から第 5 号は仮議長として会長が指名した副会長がこの進行を行います。

2 前条第 6 号から第 13 号までは、第 38 条第 2 項の定めにより選出された議長がこの進行を行います。

(資格審査の報告)

第 46 条 総会の資格審査については、監事が総会構成の対象者となる会員数、および出席会員数ならびに書面表決書提出会員数および委任状提出会員数を点検し報告します。

(成立宣言)

第 47 条 総会の成立宣言は、前条に定める報告により定款第 21 条に定める要件を満たしている場合に、仮議長が成立を宣言します。

(議事運営の確認)

第 48 条 総会の日程、進行、発言等の議事運営に関する事項は、議事運営委員長がこれを提案し総会の確認を必要とします。また、確認をした事項についての変更も同様とします。

(会議の休憩)

第 49 条 議長は、議事の進行上必要に応じ時間を定めて、休憩を宣言することができます。

(成立要件の不足)

第 50 条 総会の開会または成立に当たって、定款第 21 条に定める成立要件を満たしていないときは、相当の時間を経て会議の出席構成員数を確認します。

2 前項の確認が 3 回におよんでもなお成立要件に満たないときは、会議を延会とします。

3 会議中に、定款第 21 条に定める成立要件を欠くに至ったときは、議長は休憩を宣言し相当の時間を経て会議の出席構成員数を確認します。さらになお成立要件に満たないときは、成立要件を欠くにいたったときの議題およびその後の議題を審議未了として延会を宣言します。

4 第 2 項および第 3 項の定めにより総会が延会となったときは、会長は定款第 18 条の定めにもとづき総会を再招集します。

（総会の傍聴）

第 51 条 会長は、総会の構成員以外の者の傍聴を認めることができます。

2 総会の傍聴を認めたときは、会長は総会の構成員と別に傍聴者の席を指定します。

3 議長は、傍聴者が発言したり、議事の進行を妨害する行為があったときは、この傍聴者または傍聴者全員の退場を命ずることができます。

（議案の提案）

第 52 条 議長は、会長に対して議案ごとに議案の提案理由および要旨の説明を求めるものとし、会長は理事を指名してその説明を行わせることができます。

（議案に関する発言）

第 53 条 総会に出席している会員は、前条による説明が不十分またはその説明により採否を決定することが困難と判断する場合には、挙手をして議長の許可を得て自己の所属、氏名を告げた後に発言することができます。

2 議長は、会員の発言を許可するにあたり、前項に定める自己の所属、氏名等発言者を特定するのに必要な事項を確認することができない場合、あるいはその確認行為に対して回答を拒否する場合は、発言を許可しないことができます。

3 議長の許可を得て発言する会員は、議案と直接関係があり、かつ議案の範囲を超えないものにより発言ができるものとし、議長はその要件を満たさない発言および意見にわたる発言を禁止または取り消すことができます。なお、その場合の発言は議事録から削除することができます。

4 議長は、議案の質疑応答を行う時間を定め、その時間経過後の発言を制限することができます。

5 議長は、質疑応答を終了させ採決しようとするときは、質疑の終結を宣言し、必要に応じて質疑応答の内容を要約して議事録記載事項を整理します。

（採決）

第 54 条 議長が議案の採決を宣言した後は、私語も含め一切の発言をしてはならないものとし、採決の際議場にいない会員は採決に加わることができません。

2 採決は、原則として挙手または起立をさせる方法により行います。なお、議長は、賛成多数または反対多数であることが明らかなきときは、賛否の人数を確認せずに議案の可決または否決を宣言することができます。

- 3 議長は、賛成多数または反対多数であることが明らかでない場合は、前項に定める方法によらず、投票による採決を行うものとし、この場合議案に対する賛成または反対を記した所定の投票用紙を投票箱に投入する方法により行います。
- 4 議長は、投票による採決を行う場合、投票の開始より終了までの間議場を閉鎖し、採決に加わる会員数を確認の上投票行為を行わなければなりません。
- 5 議長は、採決の開始に当たり議場閉鎖を宣言し、議事運営委員長に指示して議場の出入り口を閉鎖し出入りを禁じます。また採決の終了をした後、議場閉鎖の解除を宣言します。
- 6 議長は、議長の職務を執行している議題について採決に参加することはできません。ただし、採決の結果が可否同数の場合は、発言を考慮してその可否を決し議決の宣言を行います。

(議決議案の整理)

第 55 条 総会の議決結果について、議案中互いに抵触する事項、条項、字句、数字その他の整理を監事に委任します。

第 56 条 会長は、定款第 23 条に定める書面表決書および委任状の書式を定め、総会を招集する際に議決権を有するすべての会員にその書式を郵送または電磁的方法により通知します。

2 総会に対して書面又は電磁的方法を持って議決権を行使し、または他の会員を代理人として議決権を行使しようとする会員は、総会開催日の前日までに書面表決書または委任状を、郵送、ファクシミリ通信および電磁的方法のうち指定する方法により本会事務局に提出することが必要です。

(会議の記録)

第 57 条 総会の会議記録は、法務省令に定める事項を記載した議事録を作成し、10 年間保管します。

第 4 章 役員

(役員立候補の届出)

第 58 条 会長は、役員改選を行う定期総会を開催する年の 2 月 15 日に、理事または監事の立候補届出を告示するものとし、理事または監事に立候補しようとする者は、告示の日から同年 3 月 20 日までの間に、役員立候補届出書を本会の事務局に提出することが必要です。

2 会長は、定期総会を招集するにあたり、前項により届出のあった立候補者の氏名を議案書に記載するほか、立候補者一名ごとに議決権行使表決が可能な書面表決書を作成して、会員に送付することが必要です。

(役員の選任)

第 59 条 定款第 22 条第 2 項の定めにもとづく役員選任手続の結果、過半数の賛成を得た理事が 20 名に達しないとき、または過半数の賛成を得た監事が 2 名に達しないときは、過半数の賛成を得ていな

い候補者について再度決議し、再決議により過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に最低の員数に達するまで理事または監事を選任します。

2 会長は、前項に定める再決議によっても理事 20 名または監事 2 名を選任することができないときは、定款第 31 条の定めを準用して不足する理事または監事が選任されるまでの間、任期満了となる理事または監事の中から引き続き業務を執行すべき者を指名できるものとし、指名された理事または監事は、定款第 31 条の定めを準用して不足する理事または監事が選任されるまでの間その業務を執行します。

（役員の辞任）

第 60 条 理事または監事に選任された者が辞任しようとするときは役員辞任届を、または執行理事が理事の地位を維持したまま執行理事を辞任しようとするときは執行理事辞任届をそれぞれ会長に提出し、理事会の承認を得ることが必要です。

2 会長の職にある者が理事の地位を維持したまま辞任しようとするときは、定款第 27 条第 3 項の定めによりあらかじめ会長が定めた序列の筆頭副会長に対し、また執行理事のうち副会長および事務局長の職にある者が執行理事の地位を維持したまま辞任しようとするときは、会長に対し役職辞任届を提出し理事会の承認を得ることが必要です。

3 前 2 項の定めは、理事会の承認決議があったときに、役員または執行理事あるいは役職の辞任の効力が生じ、または業務執行権限を喪失するものとします。

4 前項に定める辞任により理事の員数が 20 名を欠く場合、または執行理事の員数が 8 名を欠く場合、もしくは会長および副会長および事務局長の員数がそれぞれ 1 名を欠く場合は、後任の理事または執行理事もしくは会長および副会長ならびに事務局長が選定されるまでの間、前項により辞任した者が引き続きその業務を執行することとします。また、監事の員数が 1 名を欠く場合も同様とします。

（役員の報酬）

第 61 条 会長は、定款 30 条の定めにもとづき常勤の役員に対する報酬を定めるときは、当該年度の予算書にもとづき常勤の役員を設置する年度の定期総会に、報酬対象となる常勤役員の人数と報酬総額を付議し議決を求めることとします。

（役員の欠員補充の手続）

第 62 条 定款 31 条の定めにもとづき役員の欠員補充を実施する場合は、理事会において次の各号の事項を議決して実施するものとします。

- 1) 補充を必要とする役員の種別および員数
- 2) 補充の立候補受付告示および受付期間
- 3) 補充の投票の方法および期間
- 4) 投票結果および当選者の公表ならびに当選者の役員就任期間

2 前項に定める補充の立候補受付期間および投票の期間は、会員への周知後 10 日以上の間を必要とします。

(特別職)

第 63 条 第 7 条の定めにもとづき、本会に特別職である名誉会長および顧問をおくときは、理事会の議決を必要とします。

2 名誉会長は、本会の事業に多大な功績があった会員について、本人の同意を得て理事会で議決し、会長が特別職委嘱状により委嘱します。

3 顧問は、本会の事業に顕著な功績があった会員、または会員等以外で本会の事業に多大な貢献がある者について、本人の同意を得て理事会で議決し、会長が特別職委嘱状により委嘱します。

4 特別職の委嘱期間は、理事会において議決する期間または委嘱解任の議決をするまでの期間とします。なお、特別職は無報酬とします。

5 特別職の委嘱解任は、感謝状の贈呈または特別職委嘱解任通知書をもって解任します。なお、記念品を併せて贈呈することができます。

第 5 章 理 事 会

(会長の選定)

第 64 条 定期総会において理事に選任された者は速やかに理事会を開催し、定款第 25 条第 2 項に定める役職の理事を選定します。

2 前項の定めにより開催される理事会においては、先ず会長の選定手続を行い、次いで執行理事の選定を行って、最後に執行理事の中から会長の指名により副会長、事務局長の選定を行います。

3 第 1 項に定める理事会において、会長が選定されるまでは監事 1 名が議長を務めます。

4 議長となる監事は、会長候補者を自薦または他薦により募るものとし、会長に立候補しようとする者は、議長に対して口頭にて候補者となることを届け出るものとします。

5 会長候補者が 1 名であるときは、当該候補者を会長に選定するものとし、会長候補者が 2 名以上であるときは、得票の最多の者を会長に選定します。

6 前項に定める選定手続において、会長候補者は自らに投票することができます。

(執行理事等の選定)

第 65 条 前条第 5 項の定めにより会長が選定されたときは、選定された会長が前条第 1 項に定める理事会の議長となり、会長が推薦する執行理事候補者について選定し、次に副会長および事務局長の候補者を指名して選定します。

2 前項の定めによる業務執行理事の選定手続は、推薦された候補者 1 名ごとに行い、出席理事数の過半数を持って選定します。また、副会長、事務局長の選定も同様とします。

3 前項に定める選定手続において、推薦された候補者は自らの選定手続において、自らに投票することができます。また、副会長、事務局長の選定も同様とします。

(会長の解職)

第 66 条 理事会において会長の解職を審議するときは、その議案に関する限り定款第 27 条第 3 項の定めによりあらかじめ会長が定めた序列の筆頭副会長が議長を務めます。

2 前項の定めにより選任された議長は、会長の解職について議決するにあたり、会長に弁明の機会を与えることが必要です。

3 会長の解職は、出席理事の 3 分の 2 以上の議決を持って決するものとし、会長は当該議決に加わることはできません。

4 前項の定めにより会長が解職されたときは、第 1 項の定めにより選任された議長が、引き続き会長の選定手続の議長を務めるものとし、第 64 条第 4 項から第 6 項の定めを準用し選定します。

（執行理事等の解職）

第 67 条 会長は、執行理事または副会長あるいは事務局長（以下、執行理事等という。）の解職を議案とする理事会を召集しようとするときは、解職対象となる執行理事等に対し解職議案が審議対象となることをあらかじめ告知し、当該理事会において弁明の機会を与えることが必要です。

2 執行理事等の解職は、出席理事の過半数を持って議決するものとし、解職対象となる執行理事等は当該議決に加わることはできません。

3 会長は、前項の定めにより執行理事等が解職されたときは、当該理事会において執行理事等の選定を議案として提出し、執行理事等の候補者を推薦し選定します。

4 前項の定めによる執行理事等の選定については、第 65 条第 2 項および第 3 項の定めを準用します。

（執行理事等の業務分担）

第 68 条 会長は、執行理事等が担当する業務を指定し分担させることができます。

（業務分担の調整）

第 69 条 会長は、前項に定める業務の分担に重複が生じたり、指定されていない業務が発生したときは、業務分担の調整あるいは新たな業務の執行担当者の指定もしくは業務分担の変更を指示することができます。

（執行理事以外の理事の業務分担）

第 70 条 会長は、執行理事以外の理事が担当する業務を指定することができます。

（定期理事会の開催日）

第 71 条 理事会は、理事会および臨時理事会とします。

2 理事会は、毎年 3 回以上開催します。

3 臨時理事会は、次の各号の 1 つに該当する場合に開催します。

1) 会長が開催の必要を認めたとき

2) 理事の 3 分の 1 以上から、会長に対し理事会の目的となる事項および招集の理由を示して開催を請求したとき

3) 監事から、会長に対し会務および会計の執行に関する不整事項を記載した書面により開催を請求したとき

(理事会の召集)

第 72 条 会長は、前条に定めにより当該年度内の定期理事会の開催日を定めた場合は、定めた開催日に変更がない限り理事会の召集行為を省略することができます。ただし、定めた開催日に変更が生じた場合、または臨時の開催を必要とする理事会については、郵送、ファクシミリ通信および電子メールのうち指定する方法により開催召集の通知を行います。

(理事会の書記)

第 73 条 会長は、理事会の書記として理事ではない事務局員または事務局職員を出席させることができます。

(会議の記録)

第 74 条 理事会の会議記録は、法務省令に定める事項を記載した議事録を作成し、理事会の終了後 10 年間保管します。

第 6 章 運 営

(三役会議)

第 75 条 本会運営の指針策定と全体調整を図るため、三役会議を置きます。

2 三役会議は、会長および副会長ならびに事務局長で構成し、必要に応じて他の役員および事務局員の出席を求めることができます。

3 三役会議は必要に応じて会長が招集し、会議の事務は事務局が担当します。

(執行調整会議)

第 76 条 本会の業務執行について、事業計画の執行状況の全体調整を図るため、執行調整会議を置きます。

2 執行調整会議は、会長、副会長および事務局長ならびに執行理事で構成し、必要に応じて他の役員および事務局員の出席を求めることができます。

3 執行調整会議は必要に応じて会長が招集し、会議の事務は事務局が担当します。

(事務局および運営部門)

第 77 条 この法人の事務を処理するため事務局を設置します。また、会務執行を効率的に推進するため、必要な運営組織を設置することができます。

2 事務局および運営組織に関する必要な事項については、理事会の決議を経て会長が別に定めます。

(審議会)

第 78 条 この法人の事業および運営に必要な重要事項を審議するために、審議会を設置することができます。

2 審議会に関する必要な事項については、理事会の決議を経て会長が別に定めます。

（事務局の業務）

第 79 条 事務局は、次の業務を担当します。

- 1) 本会運営の総務全般、広報全般および出版物の企画、編集および発行に関すること
 - 2) 本会財務に関すること
 - 3) 各部各委員会等の業務ならびに各支部業務の調整に関すること
 - 4) 会員原簿および会員等名簿の作成、維持管理および発行に関すること
 - 5) 北海道内の医療機関等における医療ソーシャルワーカーの配置状況等の把握および適正配置の促進と会員等対象者の加入促進に関すること
 - 6) 各支部組織の把握および調整に関すること
 - 7) その他本会の組織強化と会員等の社会的地位の向上に関すること
 - 8) 公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会ならびにその他の関係機関との連絡調整、および関係団体 との渉外に関すること
 - 9) その他、各部、各委員会に属さない事項およびこの施行規則に定める事項に関すること
- 2 前項第 2 号に定める財務業務は、次の業務を担当します。

- 1) 収支予算書、収支決算書、貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書、財産目録等の原案作成に関すること
- 2) 本会の収入金の徴収および入金管理ならびに出金管理等本会の予算執行および現金・預金ならびに資産の管理に関すること
- 3) 本会の決算業務ならびに監査の受検に関すること
- 4) 各部各委員会および各支部等の会計管理にかかる指導に関すること
- 5) その他、本会の財務に関すること

3 事務局は、事務局長および事務局担当理事 若干名で構成し、必要に応じて事務局員を置くことができます。

4 事務局員は、正会員の中から事務局長が推薦し、理事会の同意を得て会長が任命し委嘱します。

5 事務局に職員を置くことができます。なお、職員の雇用、就業等に関する事項は別に定めます。

（各部）

第 80 条 本会に、常設の業務処理組織として、次の各部を置きます。なお、常設部の新設および廃止ならびに変更を行うときは、理事会の議決を必要とします。

- 1) 教育研修部
- 2) 社会活動部

2 前項に定める各部は、会長の指名により業務執行理事が分担し、業務執行理事が部長を兼ねて担当するとともに、理事の中から各部担当理事若干名で構成し、必要に応じ部員を置くことができます。

3 各部の部員は、正会員の中から担当業務執行理事が推薦し、理事会の同意を得て会長が任命し委嘱します。

4 会長は、この施行規則に定めるもののほか、理事会の議を経て各部の運営に必要な規程を定めることができます。

（教育研修部）

第 81 条 教育研修部は、次の業務を担当します。

- 1）医療ソーシャルワーカーの倫理、資質および学術技能の向上と研鑽に関する事
- 2）会員等の研修システムの策定および研修計画の実施ならびに研修会等の開催に関する事
- 3）医療ソーシャルワーク及び保健・医療・福祉に関する調査および研究に関する事
- 4）その他、ソーシャルワークに関する研修、学術技能向上、教育、実習、調査および研究に関する事

（社会活動部）

第 82 条 社会活動部は、次の業務を担当します。

- 1）医療ソーシャルワーカーの業務について、北海道民の理解を促進し、医療ソーシャルワーカーによる福祉サービスが活用される環境の整備に関する事
- 2）北海道および道内市町村等の行政機関との医療福祉の推進に関する事
- 3）医療介護連携や政策医療、診療報酬改定に対する事業に関する事
- 4）本会が主催する社会活動の計画および実施ならびに調整に関する事
- 5）その他、本会の社会活動に関する事

（委員会）

第 83 条 本会の事業執行に関して特定の事業を執行する組織を設置することができます。なお、委員会の新設および廃止ならびに変更を行うときは、理事会の議決を必要とします。

2 委員会は、本会の事業執行に関する特定の事業の実施をその業務として担当し、指定された特定の事業以外の事項については業務とすることができません。

3 委員会の委員長は業務執行理事の中から会長が指名して任命します。また、委員は正会員の中から若干名を担当執行理事が推薦して、理事会の同意を得て会長が任命して委嘱し、任期は理事の任期と同期として再任は妨げません。なお、必要に応じて理事会の同意を得て副委員長を置くことができます。

4 委員会は、特に必要があると理事会が議決した場合は、会員等以外で専門的に参与する者を専門委員として会長が任命し委嘱することができます。

5 委員会は、委員の過半数の出席により開会し、議事は出席委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は委員長がこれを決定します。

6 委員会は、前項に定める決定にもとづき、事業執行に必要な会合を開き、また部会を設けることができます。

7 委員長は、この施行規則に定めるもののほか、理事会の議を経て委員会の運営に必要な規程を定めることができます。

（支部）

第 84 条 本会の地域における会務執行を主管し、本会の事業目的を地域で達成するために必要な活動を行うために、次の支部を置きます。

支部名と異なる呼称（以下呼称）を用いる場合には、支部名を括弧書きで併記するものとし、呼称は理事会承認を得るものとします。

- 1) 中央 A 支部
- 2) 中央 B 支部
- 3) 中央 C 支部
- 4) 中央 D 支部
- 5) 中央 E 支部
- 6) 中央 F 支部
- 7) 南支部
- 8) 日胆支部
- 9) 北支部
- 10) 東支部

2 支部の地域区分は、別表 1 に定める範囲とします。

3 支部に所属する会員等は、前項に定める支部地域区分内に勤務箇所または居住地を有する会員等をもって構成します。

4 前項に定める各支部は、会長の指名により 1 名以上の業務執行理事が担当するとともに、各支部に、支部長 1 名、支部長 1 名、支部運営委員若干名を置きます。また、支部を担当する業務執行理事は支部所属の正会員の中から支部長を推薦し、支部長は支部所属の正会員等の中から、支部運営委員を推薦して、理事会の同意を経て会長が任命し委嘱します。

5 支部の運営は支部長が主宰し、前項に定める支部長、支部運営委員で支部運営会議を設置し支部の運営にあたります。

6 会長は、この施行規則に定めるもののほか、支部の運営に必要な規程は理事会の議決を経て定めることができます。

（支部連絡協議会）

第 85 条 支部相互の連絡調整および合同事業の運営を促進するため、特定した支部を対象とする支部連絡協議会を設置することができます。

2 支部連絡協議会の設置は、対象支部および設置目的を明示して理事会の議決を得ることが必要です。なお、廃止についても同様とします。

3 支部連絡協議会は、構成する支部の支部長の合議により運営することとします。

4 会長は、この施行規則に定めるもののほか、支部連絡協議会の運営に必要な規程は、理事会の議決を経て定めることができます。

（審議会の業務）

第 86 条 審議会は、本会の事業および運営に関する重要事項のうち特定の事項について、意見または見解を必要とするときに設置し、審議を諮問することができます。

2 審議会は、会長の諮問に応じて特定の重要事項を審議し、定められた期間内にその結果を答申書として会長に答申します。

3 審議会は、諮問された事項以外の事項については審議することができません。

（審議会の構成）

第 87 条 審議会の委員は、正会員の中から若干名を理事会の同意を得て会長が委嘱します。

2 会長が特に必要があると認めるときは、会員等以外の者で諮問する事項について見識のある者に委員を委嘱することができます。

3 審議会には、会員である委員の互選により委員長 1 名、副委員長 1 名を選出します。

4 審議会の委員の任期は答申をもって終了します。

（審議会の運営）

第 88 条 審議会は、委員長が招集し運営します。

2 副委員長は、委員長を補佐し事故あるときはその職務を代理します。

3 審議会は、委員の過半数の出席により開会し議事は出席委員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は委員長がこれを決定します。

4 委員長は、特に必要を認めたときは、会長の同意を得て会員等もしくは会員等以外の出席を求め意見を徴することができます。

5 会長は、この施行規則に定めるもののほか、理事会の決議を経て審議会の運営に必要な規程を定めることができます。

（審議会の答申）

第 89 条 委員長は、諮問された事項について意見もしくは見解をまとめ決定したときは、文書により会長に答申します。

2 委員長が必要と認めたときは、答申書に少数意見を付記することができます。

3 委員長は、会長の求めに応じ理事会に出席して、答申書の説明をすることができます。

第 7 章 学 会

（名称および目的）

第 90 条 この法人に、北海道医療ソーシャルワーク学会（以下、学会という。）を設置します。

2 学会は毎年 1 回開催することを原則とします。

3 学会は、北海道における医療ソーシャルワークに関する学術、技術の研究およびこれらに関する事業を行うものとします。

4 学会の学会員は、この法人の会員等をもって構成します。

5 学会に学会長を 1 名置き、学会を統括します。

6 学会長は、理事会の議決にもとづいて会長が任命します。

7 学会長のもとに学会運営委員会を置き、学会の開催計画および運営を担うものとします。

8 その他学会に関する必要な事項については、理事会の議決を経て会長が別に定めます。

（学会長の任期）

第 91 条 会長は、理事会の議決を経て学会長の任命を行い、学会終了後理事会の学会報告の承認議決をもって解任とします。

（承認事項）

第 92 条 学会長は、次の各号について理事会の議決を得る必要があります。

- 1) 学会の開催期日と開催地
- 2) 学会の開催計画および報告
- 3) 学会の収支予算および決算

（学会運営委員）

第 93 条 学会長は、会員等のなかから学会運営委員を任命し学会運営委員会を組織します。

2 学会長は、学会運営委員のなかから委員長 1 名および副委員長 1 名を指名します。

3 学会運営委員長は、学会長の指示にもとづき委員会を統括します。また、学会運営副委員長は、委員長を補佐し事故あるときはその職務を代理します。

（学会運営委員の任期）

第 94 条 学会運営委員の任期は、学会長が解任されるまでの期間とします。

（学会運営規程）

第 95 条 会長は、この施行規則に定めるもののほか、理事会の議決を経て学会運営に必要な規程を定めることができます。

第 8 章 他団体との交流

（他団体への加盟等）

第 96 条 会長は、本会の事業および運営を推進するために必要と認めるときは、理事会の議決を経て他団体へ加盟もしくは入会し、または脱退もしくは退会することができます。

（他団体との交流等）

第 97 条 会長は、本会の事業および運営を推進するために必要と認めるときは、他団体との交流を推進することができます。なお、会長は、他団体との交流の状況を定期的に理事会に報告するものとします。

第 9 章 表彰および弔意

（表彰）

第 98 条 会長は、本会の事業および運営に大きな貢献があった者、および医療ソーシャルワークの向上発展に顕著な功績があった者に対し、理事会の議決を経て表彰することができます。

（表彰の種類）

第 99 条 表彰は、次の種類とします。

- 1) 永年表彰
- 2) 特別表彰

（永年表彰）

第 100 条 永年表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当する会員で、会費を完納し本会の事業参加が積極的な会員とします。

- 1) 本会の正会員として継続した 30 年以上の在籍期間を有する者
- 2) 本会の正会員として継続した 15 年以上の在籍期間を有し、かつ公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会の会員を通算して 35 年以上の期間を有する者

（特別表彰）

第 101 条 特別表彰の対象者は、次の各号のいずれかに該当する会員等または会員等以外で功績が顕著な者とします。

- 1) 本会の事業および運営に大きな貢献があった者
- 2) 医療ソーシャルワークの向上発展に大きな功績があった者

（表彰の方法）

第 102 条 表彰は、表彰状および記念品を授与して行います。

2 表彰は総会の場において行い、機関紙に掲載してこれを公表します。

（弔意）

第 103 条 会長は、会員等の弔時に際し弔意を表します。

2 会員等に対する弔意は、死亡時香華料 1 万円および弔意（弔電）とします。また、必要に応じ特別な弔意、お供物その他を理事会で議決することができます。

3 会長は特に必要があると認めるときは、理事会の議決を経て会員等以外の者に対して、前項の定めに基づいて弔意を表すことができます。ただし、緊急の場合は事後に理事会の議決を得るものとします。

第 10 章 財 務

(一般会計)

第 104 条 本会の一般会計は、定款第 44 条に定める収入財産をもって収入とし、事業費、管理費、予備費等をもって支出とします。

(予算)

第 105 条 本会の一般会計予算は、当該会計年度における一切の収入および支出をすべて支出予算に編入します。

2 当該会計年度における経費の総額は、その年度の収入を持って支弁し、予算執行にあたっては経済的効果的支出に努め、予算項目の目的に反する流用を行ってはなりません。

3 予算の補正は、理事会の議決を経なければなりません。

4 予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を設けることができます。

5 数年度を要する事業については、その経費の総額および年割額を定め、必要年度に応じて予算計上することができます。

(予算書および決算書)

第 106 条 本会の一般会計収支予算書および一般会計収支決算書は、別に定める款項目にもとづき作成、編成し処理するものとします。

(会計帳票)

第 107 条 本会の会計処理は、前条に定める予算書にもとづき、必要な帳票類を備え適正に処理するものとします。

(経費の支給)

第 108 条 理事会で承認した本会の用務のため要した交通費、宿泊費ならびに経費等は、別に定める規程にもとづき、最も経済的な経路および方法により要した費用を、本会の予算の範囲内でこれを支給します。

2 その他、理事会で必要と認めた本会の用務のため、役員および会員等ならびにその他の者が負担した経費は、本会の予算の範囲内でこれを支給します。

(積立金)

第 109 条 本会は、積立金を設けることができます。

2 前項に定める積立金を設けるときは、目的および用途を明示して理事会の議決を経て設置し、総会に経過を報告します。

(財務管理規程)

第 110 条 会長は、この施行規則に定めるもののほか、理事会の議決を経て本会の会計および財産等の財務管理および処理に必要な規程を別に定めることができます

第 11 章 附 則

(施行規則の変更)

第 111 条 この施行規則の変更は、理事会における議決を必要とします。

(制定施行)

第 112 条

- 1 この規則は、2013 年 4 月 1 日制定し、同日施行する。
- 2 この規則は、2014 年 1 月 26 日一部を改定し、2014 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規則は、2015 年 10 月 25 日一部を改定し、同日より施行する。
- 4 この規則は、2017 年 6 月 10 日一部を改定し、同日より施行する。
- 5 この規則は、2018 年 3 月 10 日一部を削除し、同日より施行する。
- 6 この規則は、2018 年 5 月 12 日一部を削除し、同日より施行する。
- 7 この規則は、2021 年 6 月 19 日一部を改定、一部を削除し、同日より施行する。
- 8 この規則は、2021 年 8 月 28 日一部を改定し、2021 年 9 月 1 日より施行する。
- 9 この規則は、2022 年 1 月 22 日一部を削除し、同日より施行する。
- 10 この規則は、2022 年 3 月 12 日一部を削除し、同日より施行する。
- 11 この規則は、2022 年 6 月 29 日一部を削除し、一部を改定し、同日より施行する。
- 12 この規則は、2023 年 1 月 18 日一部を改定し、2023 年 4 月 1 日より施行する。
- 13 この規則は、2024 年 4 月 1 日一部を改定、一部を削除し、同日より施行する。
- 14 この規則は、2024 年 4 月 1 日一部を削除、同日より施行する。
- 15 この規則は、2024 年 4 月 1 日一部を改定、同日より施行する。
- 16 この規則は、2024 年 11 月 23 日一部を改定し、2025 年 4 月 1 日より施行する。
- 17 この規則は、2025 年 6 月 14 日一部を改定し、2025 年 7 月 1 日より施行する。
- 18 この規則は、2026 年 6 月 27 日一部を削除、修正し、同日より施行する。
- 19 この規則は、2026 年 7 月 23 日一部を削除、修正し、同日より施行する。